

## 住民監査請求の手引き

令和8年2月1日  
小笠原村監査事務局

### 1. 住民監査請求とは

住民監査請求は、小笠原村（以下「村」という。）の住民が、村の長、委員会もしくは委員、村の職員について、違法もしくは不当な財務会計上の行為、または怠る行為があると認めるときは、事実を証する書面を添えて、監査委員に対し、監査を求めて、必要な措置を講ずることを監査委員に請求することができる制度です。（地方自治法第242条第1項）

この制度は、村の財務行政の適正な運営を確保し、村の住民全体の利益を守ることを目的としています。

### 2. 請求することができる人

住民監査請求を行うことができる方は、村の住民（法人を含む）に限られます。請求は複数人でも可能ですが、この場合、代表者の選任をお願いします。

### 3. 請求の対象となる職員

次のような職員が請求の対象となります。

- (1) 地方公共団体の長
- (2) 委員会または委員
- (3) 地方公共団体の職員（議会及び議員は対象ではありません。）

### 4. 請求することのできる事項

次に掲げる財務会計上の行為または怠る時事地があると認められるときです。

- (1) 違法もしくは不当な公金の支出があるとき。
- (2) 違法もしくは不当な財産の取得、管理、処分があるとき。
- (3) 違法もしくは不当な契約の締結、履行があるとき。
- (4) 違法もしくは不当な債務その他の義務の負担があるとき。
- (5) (1) から (4) の行為が相当の確実さで予測される場合があるとき。
- (6) 違法もしくは不当に公金の賦課、徴収を怠る事実があるとき。
- (7) 違法もしくは不当に財産の管理を怠る事実があるとき。

### 5. 監査請求することのできる期間

原則として、上記の2に掲げる行為のあった日または終わった日から1年を経過するまで請求することができます。

### 6. 監査請求の方法

「請求書の様式」に基づいて作成し、事実を証明する書面を添えて、監査委員に提出(請

求)します。

請求者氏名につきましては、自署してください。

※請求書の請求者自署は、地方自治法第 242 条に基づく制度であり、住民が監査委員に対し、監査及び必要な措置を講じるよう求めるための重要な手続きです。請求者の本人確認と、請求内容の正確性を確保するためとなります。

## 7. 「請求の要旨」の内容

請求の要旨は、つぎの事項について、記載してください。

- (1) 誰が(請求の対象とする職員等)
- (2) いつ、どのような行為を行っているか(監査対象事項)
- (3) その行為は、どのような理由で、違法または不当であるか
- (4) その結果どのような損害が村に生じているのか
- (5) どのような措置を請求するのか
- (6) ※請求の対象となる財務会計上の行為が、請求までに 1 年が経過している場合は、1 年を経過して請求する正当な理由（なぜ請求までに時間を要したか）を記載ください。

## 8. 事実を証明する書面

請求書本文に記載している事実を具体的に示した書面であれば、形式は問いません。請求される方は、違法もしくは不当な財務会計上の行為または怠る事実について、その内容を証する書面を添える必要があります。

## 9. 請求書を提出(請求)した後

地方自治法第 2 4 2 条第 7 項の規定に基づいて、証拠の提出及び陳述の機会が与えられません。

### (1) 証拠の提出

事実を証明する書面を新たにまたは追加で提出することができます。

### (2) 陳述

請求書記載事項の範囲で、補足説明をすることができます。

## 10. 監査結果の通知

地方自治法第 2 4 2 条第 6 項の規定に基づいて、請求があった日から 6 0 日以内に行われず。

## 11. その他

不明な点、疑問な点がありましたら監査事務局までお問合せください。

問合せ先 小笠原村監査事務局

電 話 2-3118

「地方自治法第242条第1項」の条文

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

<参考：請求書の様式及び記入例>

小笠原村職員措置請求書

小笠原村長(〇〇委員会もしくは委員または職員)に対する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

つぎの事項について、記載してください。

- ・誰が(請求の対象とする職員等)
- ・いつ、どのような行為を行っているか(監査対象事項)
- ・その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか
- ・その結果どのような損害が村に生じているのか
- ・どのような措置を請求するのか
- ・※請求の対象となる財務会計上の行為が、請求までに1年が経過している場合は、1年を経過して請求する正当な理由(なぜ請求までに時間を要したか)を記載ください。

2. 請求者

住所

氏名 ※自署

地方自治法第242条第1項に基づき、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

小笠原村監査委員(あて)

(注) 縦書きでも差し支えありません。